

## 大野町特産品開発事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大野町の特産品開発を促進し、地域産業の活性化を図るため、町にふさわしい特産品の開発に要する経費に対し、予算の範囲内において特産品開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大野町補助金交付規則（昭和50年大野町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、町の魅力の発信につながるものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、又は既存の商品の改良を行い販売する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 販売が見込まれること。
- (2) 将来にわたって町の特産品として定着が期待されること。
- (3) 調理品にあつては、町内の農畜水産物を1種類以上食材として用いることを基本とする。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者その他町長が補助金の交付の目的に照らし不相当と認める者を除く。

- (1) 町内に主たる事業所を置く法人又は個人事業者
- (2) 町内に住所を有する者により組織され、町内で活動し、代表者、会則、名簿等を有する団体

2 前項の規定によるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業を継続できると認められる事業実績又は見込みがあること。

- (2) 法人又は個人事業者及び団体の代表者の町税等（大野町税条例（昭和36年大野町条例第14号）第3条第1項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金）の未納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特産品の開発に要する経費
- (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- (3) 登録商標等に要する経費
- (4) 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- (5) 販売促進に係る広報に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 公的機関から他の補助金等を受けた経費
- (2) 第8条に規定する交付の決定から補助対象事業の完了までの間以外の期間に発注、購入、契約等をし、又は納品、支払い等が完了しない経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付とすることが適切ではないと町長が認める経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、一事業につき50万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、補助金の交付は、一事業に対し1回限りとする。

2 前項に規定する補助金の交付対象期間は、平成34年3月31日までとする。

（補助対象事業の募集）

第7条 町長は、補助金対象事業を毎年度4月30日までに、町ホームページへの掲載その他町長が認める方法により、期間を定めて募集するものとする。ただし、予算に満たない場合は、当該募集期間を延長することができる。

（補助の手続）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条

に規定する補助対象事業の募集期間内に、特産品開発事業申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。ただし、申請者は同一年度内に重複して申込みすることはできないものとする。

- (1) 事業計画書及び収支計算書
- (2) 団体の概要
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 同一の申請者による補助金の交付申込みは、同一年度内において1回を限度とする。

3 町長は、第1項に定める申込書を受理したときは、補助の可否を審査し、その結果を特産品開発事業補助交付決定通知書（様式第2号）により申請者に速やかに通知するものとする。

（大野町特産品開発事業審査会）

第9条 前条第2項に規定する補助対象事業の適否を決定するにあたり必要な審査を行うため、大野町特産品開発事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第10条 委員会は、委員長及び委員5人以内で組織する。

2 委員長は、産業建設部長とし、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 大野町商工会が推薦する者
- (2) いび川農業協同組合が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年し、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、補助対象事業の適否その他必要と認められる事項について調査検討し、その結果を町長に報告するものとする。

7 委員会の庶務は、産業建設部観光企業誘致課において処理する。

(委員会の会議)

第11条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、申請者から申込書の内容説明及び意見を聴くことにより評価する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。